

リースによる農業参入の状況と課題

2013年10月15日
住友化学株式会社

○ 住友化学グループの農業参入状況

- 2009年より、農業法人を設立して農業に参入。

(参入状況)

長野県、大分県、山形県、三重県、茨城県(住化ファーム)

愛媛県、愛知県(サンライズファーム)

- いずれの法人も弊社が過半出資のため、農業生産法人の資本要件を満たさず、一般法人(農地はリース)。
- 今後も、順次設立を継続する予定。

○ 課題① 農業生産法人の要件

- 弊社のような一般企業が過半を出資する会社は、資本要件を満たさず、農業生産法人として認められない。
- 農地の保有が認められず、リースの手法による場合、種々の制度の利用の制限や、以下の懸念が生じている。

(例)

耕作放棄地を整備して大型のハウス設備を設置した場合、長期間の事業継続が必要だが、一部の地権者から途中で農地の返還を求められると、事業継続に重大な支障が生じる。

返還時の有益費の請求が事実上困難。

- 参入後一定の年数、例えば5年後に営農実績に基づき農地保有を認めるなどのオプションがあっても良いのではないか。

○ 課題② 現状のリース制度において不明確な点

- 借り手の法人の業務執行役員の1名以上が常時農業に従事することが条件となっているが、この者が現地に居住する必要があるのか、無いのかの基準が不明確。

※弊社が設立した農業法人で、業務執行役員の現地居住を求められた経緯あり。

○ 課題③ その他

- 農地転用について、事務所やトイレの設置には転用手続きが求められる一方、資材庫設置では、農業用施設用地としての利用となり、転用手続きが不要。
- 営農に必要な事務所やトイレの設置については、農地転用手続きを不要とすべきである。
- 農地賃貸借における農業委員会の役割、権限の明確化。